

J R 東海ユニオンが全面謝罪！

シュプレヒコール裁判控訴審和解にあたって！

5月16日、東京高等裁判所においてシュプレヒコール裁判の和解協議が行われ、第一審勝利判決を前提とした、J R 東海労の主張を受け入れた和解案が提示された。和解案は、控訴人（J R 東海ユニオン）は「遺憾の意」（全面謝罪）を表明し、今後は事実と反した表現は使わないとする内容である。本部は、この和解案は、第一審判決の全面勝利を前提としたものであることから、和解に応じることにした。

シュプレヒコール裁判は、我々が伊那松島で行った不当労働行為糾弾の抗議行動において、「J R 東海をつぶせ！」「列車を転覆させてやる！」とデモ行進で連呼したと、まったく事実と反する『組合情報』をJ R 東海ユニオン東京運輸所分会が掲出したことに関して、謝罪と慰謝料を求めた裁判である。

第一審において、東京地方裁判所はJ R 東海ユニオンに対して「謝罪し、慰謝料を払え」と私たちの全面勝利判決を下していた。これに対しJ R 東海ユニオンが控訴し、「最後の最後まで闘い抜く」と息巻いていた。ところが、東京高等裁判所は「控訴人（J R 東海ユニオン）らは被控訴人（J R 東海労）に対し、控訴人らが作成、掲示した機関紙等の表現に適切さを欠く点があり、本件提訴に至ったことにつき、遺憾の意を表す。控訴人らは、今後このような事態を生じさせないよう努めるものとする」と、第一審勝利判決を前提とする、我々にとって全面勝利の和解案を提示したのである。この和解案にJ R 東海ユニオンも同意したのだ。

この和解により、J R 東海ユニオンは、①『組合情報』に不適切な表現があったことを謝罪し、②今後、事実と反する表現は一切使わないことを確約したのだ。まさに我々の全面勝利である。

我々は、この勝利的な和解により、J R 東海ユニオンが展開する事実をねじ曲げた恣意的な宣伝活動が、広く世の中に糾弾されたものと確信する。今後も正々堂々と職場で働く者の代表として、その利益のために奮闘していく決意である。

これまでの全組合員のご支援とご奮闘に心から感謝申し上げ、中央本部の見解とする。

2008年5月16日

J R 東海労働組合